

県民ひろば

2021年10月7日

No.58

発行/県民クラブ
連絡先/大分県議会
大分市大手町 ☎(097)536-1111(代)

<http://www.oct-net.ne.jp/kenmin-club/>



「監査委員」の任務と役割

県民クラブ 藤田 正道（大分市）



私は今年度、議員選出の監査委員として活動しています。監査委員には、監

査により行政の客観的な姿を示して反省の材料と機会を提供し、公正で能率的な行政を担保すること、行政のありのままの姿を県民に示すことで県民の行政に対する知識や理解を深め、自治への責任を住民の手に戻していく役割があります。ですが、その活動を皆さんが目にする機会ほとんどないと思います。今回は、私の委員体験を通して、監査委員の活動を紹介します。

大分県では、私たち議選委員2名と識見委員（有識者）2名の計4名の監査委員と監査委員事務局職員24名の体制で、県、教育庁、県警本部、病院局、企業局等の約270機関と約50の財政的援助団体等に対して、予算の執行や収支、出納、財産管理状況や経営状況等の財務監査と事務の執行や組織、運営に関する行政監査の二つの視点で毎年「定期監査」を実施しています。

決算審査の期中監査の意味を持つ「例月出納検査」は、毎月の収支が出納簿に正確に記帳され、現預金残高が出納簿の残高と一致していることを確かめ、現金出納等の事務処理が適正で

あることを証明し、金銭事故を防止します。県の会計管理者や企業局、病院局から、あらかじめ検査資料の提出を求め、会計帳簿、証拠書類等をもとに、例日を決めて実施するもので、大分県では原則として毎月28日に実施しています。

「決算審査」では、年度の執行実績である決算諸表を検証し、収支が適法・適正に行われているか、財政運営が合理的かつ健全に行われているか、基金の運用状況、財政健全化指標や資金不足の状況等もあわせて審査し、審査意見書を取りまとめて知事に提出し、内部統制や定期監査の状況も含めて意見交換します。

その内部統制制度は、令和2年度から導入されたリスクマネジメントの手法で、知事が最終責任者として方針を示し、全組織が業務に組み込み、リスク回避の業務プロセスをマニュアルで共有するなどの体制整備と運用を行い、知事が自ら年度の取組を評価報告書としてまとめます。私たち監査委員は、定期監査等で把握した現場の運用状況等を踏まえて「内部統制評価報告書審査」を行います。

また、「住民監査請求」があった場合、要件審査の上で60日以内に監査を行い、請求に理由があると認めるときは議会、知事等に必要な措置をとる旨勧告します。